

平成19年4月2日

株式会社 但馬銀行

インターネットバンキングにおける電子証明書による認証方式の追加について

当行のたんぎんダイレクト「インターネットF Bサービス」の認証方式に、電子証明書をインストールすることにより、ご利用パソコンを特定することが可能な「電子証明書方式」を下記のとおり追加いたしました。

記

一、概要

「電子証明書方式」とは、当行が発行する電子証明書を、お客さまのパソコンにインストールしていただくことにより、ご利用いただくパソコンを特定するものです。

二、導入効果

1. 「電子証明書方式」をご選択いただくと、お客さまがサービスをご利用されるパソコンを特定することができますので、第三者による不正使用の防止等セキュリティ面の強化が図れます。
2. 万一、パスワードを不正入手されても、正しい電子証明書が提示されない限りログインできないため、フィッシング・スパイウェア対策にも有効です。

三、ご利用にあたっての注意事項

1. 現在、ログインIDとログインパスワードでの認証（ID方式）により、「インターネットF Bサービス」をご利用いただいているお客さまが「電子証明書方式」へ変更される場合は、当行所定の申込書をご記入のうえ、お取引支店にご提出ください。
なお、電子証明書に関する追加の手数料等は必要ございません。
2. 電子証明書の有効期限は、証明書を発行してから翌年の応答日（366日）迄です。有効期限が切れる1か月（30日）前から更新手続きが必要となります。
3. 電子証明書の発行は、ユーザー（利用者）単位で、最大20枚まで発行可能です。

四、サービス開始

平成19年4月2日（月）

以 上